

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年9月19日

大阪市会議長 床田正勝様

提出者

高山 仁	黒田 當士	河崎 大樹
美延 映夫	吉村 洋文	広田 和美
守島 正	丹野 壮治	辻 淳子
青江 達夫	待場 康生	明石 直樹
土岐 恭生	北野 妙子	西川 ひろじ
柳本 顕	福田 賢治	田中 ひろき
山中 智子	井上 浩	

(別 紙)

大阪市会委員会条例の一部を改正する条例

大阪市会委員会条例（昭和31年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中エを削る。

附 則

この条例は、大阪市市民病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（平成26年大阪市条例第90号）の施行の日から施行する。

説 明

病院局の廃止に伴い、常任委員会の所管を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市会委員会条例（抄）

（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 省 略

2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。ただし、区役所の所管に属する事項のうち、財政総務委員会以外の常任委員会の所管にかかわるものにあつては、それぞれ当該常任委員会が所管するものとする。

(1)－(2) 省 略

(3) 民生保健委員会 14人

ア－ウ 省 略

エ 病院局の所管に属する事項

(4)－(6) 省 略

3 省 略